㈢　管理技術者及び主任担当技術者について、意匠及び構造を担当する者は一級建築士とすること。

㈣　電気設備及び機械設備を担当する者は一級建築士又は建築設備士とすること。

㈤　競争参加資格確認申請書の提出時点において記載を求める管理技術者及び各主任担当技術者は、原則としてそれぞれ１名とすること。ただし、提出時点において、管理技術者及び各主任担当技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認申請書を提出することは差し支えないが、いずれの候補者についても要件を満たしていなければならない。

②　施工に当たる者は、以下の要件を満たすこと。

ア　以下の㈠から㈢の工種区分の工事を実施する者は、理研又は文部科学省の一般競争参加資格において令和８年度における参加資格の認定をそれぞれが工事を実施する工種区分で受けていること。その際に算定した客観点数が以下の点以上であること。なお、複数の要件を満たす者は要件を満たす複数の工種区分の工事を実施することができるものとする。また、同一工種の工事を複数の者で実施する場合には実施する者全てがそれぞれの要件を満たすこと。

㈠　建築工事　1,190点

㈡　電気設備工事　950点

㈢　機械設備工事　950点

イ　提案内容に対応する「建設業法」（昭和24年法律第100号）の許可業種につき許可を有してから営業年数が５年以上ある者であること。ただし、相当の建設実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有してからの営業年数が５年未満であっても同等として取扱うことができるものとする。

ウ　本施設の施工を行う企業のうちいずれか１社は、㈠又は㈡のいずれかの要件を満たすこと。

㈠　入札説明書等の公告日から起算して過去15年間に、合計計画電力20MW以上のデータセンターの建屋の建設実績を有していること。

㈡　入札説明書等の公告日から起算して過去15年間に、床面積5,000㎡以上のデータセンターの建屋の建設実績を有していること。

エ　本施設の施工を行う者は、以下の要件を満たす担当者を配置すること。

㈠　入札説明書等の公告日から起算して過去15年間に竣工したデータセンター建屋の建設実績を有する監理技術者又は主任技術者を１名以上配置すること。

㈡　以下に示す基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。ただし、競争参加資格確認申請書の提出時点において、監理技術者又は主任技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認申請書を提出することは差し支えないが、いずれの候補者についても下記に示す資格を有していなければならない。

a　建築工事

i　一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣若しくは建設大臣が一級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者をいう。

ii　監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。

・入札説明書等の公告日から起算して過去10年間に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者

・入札説明書等の公告日から起算して過去10年間に監理技術者講習を受けた者であって、指定講習受講修了証を有する者

b　電気設備工事

i　一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（「技術士法」（昭和58年４月27日法律第25号。）による第二次試験のうち、技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気電子部門」又は「建設部門」に係るものとする者に限る。）に合格した者）又は国土交通大臣若しくは建設大臣が一級電気工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者をいう。

ii　監理技術者にあっては、上記建築工事と同じ。

c　機械設備工事

i　一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（「技術士法」（昭和58年４月27日法律第25号）による第二次試験のうち、技術部門を機械部門（選択科目を「流体工学」又は「熱工学」とする者に限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体工学」、「熱工学」、「上下水道部門」又は「衛生工学部門」に係るものとする者に限る。）に合格した者）、「技術士法施行規則の一部を改正する省令」（平成15年８月18日文部科学省令第36号）による改正前の技術士（「技術士法」による第二次試験のうち、技術部門を機械部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とする者ものに限る。）、水道部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」、「水道部門」又は「衛生工学部門」に係るものとする者に限る。）に合格した者）又は国土交通大臣若しくは建設大臣が一級管工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者をいう。

ii　監理技術者にあっては、上記建築工事と同じ。

③　工事監理に当たる者は、以下の要件を満たすこと。

ア　理研又は文部科学省の一般競争参加資格において令和８年度に設計・コンサルティング業務に係る参加資格の認定を受けていること。

イ　「建築士法」（昭和25年法律第202号）に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

ウ　本施設の工事監理を行う企業のうちいずれか１社は、㈠又は㈡のいずれかの要件を満たすこと。

㈠　入札説明書等の公告日から起算して過去15年間に、合計計画電力20MW以上のデータセンターの建屋の工事監理実績を有していること。

㈡　入札説明書等の公告日から起算して過去15年間に、床面積5,000㎡以上のデータセンターの建屋の工事監理実績を有していること。

エ　本施設の工事監理を行う者は、以下の要件を満たす担当者を配置すること。

㈠　入札説明書等の公告日から起算して過去15年間にデータセンター建屋の工事監理業務の実績を有する管理技術者を１名以上配置すること。競争参加資格確認申請書の提出時点において記載を求める管理技術者及び各主任担当技術者は、原則としてそれぞれ１名である。ただし、提出時点において、管理技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認申請書を提出することは差し支えないが、いずれの候補者についても要件を有していなければならない。